

手延べ干しめんの 生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う手延べ干しめんの生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1189 手延べ干しめん

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1189** による。

4 生産行程についての検査

手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口（原料及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。）ごとに、次によって行わなければならない。

- a) 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る事業所の所在地、小麦粉に対する食塩水の配合割合、手作業の行程及び熟成期間についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 1189** の**箇条 4**に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認

制定等の履歴

制	定	平成16年 8 月 4 日農林水産省告示第1470号
改	正	平成18年 2 月28日農林水産省告示第 210号
改	正	平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号
改	正	平成30年 3 月29日農林水産省告示第 689号
最終改正		令和 6 年10月29日農林水産省告示第1935号

制定文，改正文，附則等（抄）

- 令和 6 年 10 月 29 日農林水産省告示第 1935 号
令和 6 年 11 月 28 日から施行する。